



宮崎労働局発表
平成27年11月26日

【照会先】
宮崎労働局雇用均等室
室長 桑原 光照
地方育児介護休業指導官 谷口 恵子
(電話) 0985(38)8827

「女性活躍推進法等説明会」を開催します！

— 平成28年4月1日から、301人以上の労働者を雇用する事業主は、
一般事業主行動計画策定が義務となります —

職場において、女性が個性と能力を十分に発揮し、豊かで活力ある社会実現を図るために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）」が平成27年8月28日に成立し、民間事業主に関する部分については、平成28年4月1日から施行されます。（資料1）また、女性活躍推進法の施行に先がけて、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、女性活躍加速化助成金が創設されました。（資料2）

県内の女性の現状としては、女性の年齢階級別労働力は、10代を除き、全国より高い（平成22年国勢調査）にも関わらず、平均勤続年数は9.1年と全国より短く（平成26年賃金構造基本調査）、管理職割合は5.8%と全国より低く、その差は開く傾向にあります。（資料3）

新しく女性活躍推進法が創設されたことから、女性活躍推進法の認知状況及び女性活躍推進に関する取組状況を把握するため、平成27年9月に労働者数101人以上の企業に対し、自社点検を実施したところ、事業主行動計画を労働者数301人以上の企業では20%、労働者数300人以下の企業では、17%策定していました。（資料4）

これらの状況を踏まえ、宮崎労働局（局長 佐藤 俊彦）では、各職場において女性の活躍推進の取組を効果的に推進していただくことを目的として、下記のとおり説明会を開催します。（資料5）

1. 女性活躍推進法の主な内容 <資料1>

(1) 常時雇用する労働者が301人以上の事業主に以下に取り組むことを義務付け
(常時雇用する労働者が300人以下の事業主は努力義務)

- ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ② 状況把握・課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定・社内周知・公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する状況の情報公表

(2) 認定制度の創設

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍推進に関する取組が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（3段階）を受けることができる。

2. 女性活躍加速化助成金 <資料2>

(1) 概要

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、課題解決に向け「取組目標」と「数値目標」を含む「行動計画」を策定し、取組を行い目標を達成した事業主に対し、助成金を支給します。

(2) 助成金の種類と支給金額

①加速化 A コース

支給額：30万円（1事業主1回限り）

対象：「取組目標」を達成した中小企業事業主（※常時雇用する労働者が300人以下）

②加速化 N コース

支給額：30万円（1事業主1回限り）

対象：「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主

3. 女性活躍推進に関する取組状況（自主点検結果の概要） <資料4>

- (1) 「女性活躍推進法」における企業が取り組む内容（①状況把握、課題分析、②「事業主行動計画」の策定、公表等、③数値の公表）について、労働者数301人以上の企業は75%知っていた。
- (2) 自社の女性労働者の状況把握をしている労働者数301人以上の企業は、77%であった。
- (3) 自社の女性労働者の状況把握をしている労働者数301人以上の企業のうち、事業主行動計画を策定し、公表、労働者への周知を行っている企業は20%であった。
- (4) 厚生労働大臣による認定制度を知っている労働者数301人以上の企業は、58%であった。

4. 女性活躍推進法等説明会の開催 <資料5>

(1) 日時・会場

①延岡地区 日時：平成27年12月3日（木）13:30～15:30

場所：延岡市社会教育センター（延岡市本小路39-1）

②都城地区 日時：平成27年12月7日（月）13:30～15:30

場所：都城市中央公民館（都城市姫城町7-8）

③宮崎地区 日時：平成27年12月15日（火）13:30～15:30

場所：JA・AZM ホール（宮崎市霧島1-1-1）

(2) 内容

①女性活躍推進法の説明（宮崎労働局雇用均等室）

②女性活躍加速化助成金の説明（宮崎労働局雇用均等室）

③ストレスチェック制度の説明（宮崎労働局健康安全課）

④質疑応答、女性活躍推進法等個別相談会